

(訂正前)

1. 発行の概要

| | |
|------------------|--|
| (1) 払込期日 | 令和5年9月29日 |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 当社普通株式 109,870株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき651円 |
| (4) 発行総額 | <u>71,523,370円</u> |
| (5) 割当予定先 | 当社の取締役(※) 6名 109,870株 ※社外取締役を除く。 |
| (6) その他 | 本新株発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。 |

2. 発行の目的及び理由

当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への人材の確保、貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、令和3年8月26日開催の当社第35期定時株主総会において従来の譲渡制限付株式報酬制度を一部改定(以下、改定後の譲渡制限付株式報酬制度を「本制度」といいます。)することにつき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、当社第37期定時株主総会から令和6年8月開催予定の当社第38期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役6名(社外取締役を除く。以下、「割当対象者」という。)に対し、金銭報酬債権合計71,523,370円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式109,870株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「割当契約」という。)を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、割当対象者が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への人材の確保、貢献意欲を従来以上に高めるという本制度の導入目的を可能な限り長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は30年間としております。

<後略>

(訂正後)

1. 発行の概要

| | |
|------------------|--|
| (1) 払込期日 | 令和5年9月29日 |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 当社普通株式 109,870株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき651円 |
| (4) 発行総額 | <u>71,525,370円</u> |
| (5) 割当予定先 | 当社の取締役(※) 6名 109,870株 ※社外取締役を除く。 |
| (6) その他 | 本新株発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件とします。 |

2. 発行の目的及び理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への人材の確保、貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、令和3年8月26日開催の当社第35期定時株主総会において従来の譲渡制限付株式報酬制度を一部改定（以下、改定後の譲渡制限付株式報酬制度を「本制度」といいます。）することにつき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、当社第37期定時株主総会から令和6年8月開催予定の当社第38期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の取締役6名（社外取締役を除く。以下、「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計 71,525,370 円 を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 109,870 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

なお、割当対象者が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への人材の確保、貢献意欲を従来以上に高めるといふ本制度の導入目的を可能な限り長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は30年間としております。

<後略>

以 上